

中播磨インフラツアー委託業務企画提案コンペ 実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所が実施する、「中播磨インフラツアー委託業務」（以下「委託業務」という。）に係る企画提案コンペの実施に関して、必要な事項を定める。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別途定める中播磨インフラツアー委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（審査会の設置）

第3条 委託契約の相手方を決定するため、中播磨インフラツアー企画提案コンペ実施審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営方法については別に定める。

（企画提案コンペに係る手続き）

第4条 企画提案コンペに係る手続きは、実施要領で定めるとおりとする。

（契約相手方の決定）

第5条 契約相手方の決定にあたっては、審査会の審議を経ることとする。

2 前項の決定にあたっては、応募者から業務に関する企画書による提案を求め、実施要領に定める審査基準及び審査方法により、その内容を審査する。

（事務局）

第6条 企画提案コンペの実施に係る事務局は、兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所に置く。

（その他）

第7条 応募者からの提出書類は返却しない。

2 企画提案コンペの参加に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

3 企画提案コンペの実施にあたっては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月21日から施行する。